

最終弁論

我々は、本件訴訟において、中学校教員の労働現場の過酷な労働条件を主張・立証してきた。その上に、全中総務部の仕事加わることで、生徒の夏季休業中において、亡き大友雅義教諭が、総労働時間300時間を超える激務を行ってきたこと等を具体的に主張し立証してきた。

大友雅義という一人の生身の人間が、多くの教員と同様に、教科指導、学級指導、生活指導、部活動指導を同時に行い、その上で、生徒会の複数の行事の指導を平行して行い、そして全中総務部の仕事を行ってきた。それぞれ仕事の出さなければならない結果と、とおらなければならない道筋については、一緒に仕事をした同僚たちの証言などによって、立証を尽くしたと考える。形式にとらわれずに実態を直視した場合、大友雅義にかかるストレスが、常に複合的に存在し、心理負荷も相乗的に大きくなっていったことは、容易に認定しうると考える。

これらの活動は、本来、行政認定段階で、被告こそがなすべきことであった。地方公務員災害補償法の目的が公務員とその家族の生活を守るというものである以上、本件災害が公務に基づくものであり、補償されるべき災害であるかいなかについて、被告は、積極的に、同僚教師からの直接の聴取など、実質的な調査を行い、実質的に判断するという責務と権限があった。

しかしながら、被告は、全中の仕事を公務では無いと断じた上で、生徒会指導、免許外教科の指導、部活動の指導について、それぞれについて個別に判断し、他の教師も行っているという、乱暴な一般論を用い、公務の過重性を否定した。この被告の根拠は、具体的な業務命令を行った公文書、亡大友雅義教諭が過重労働を行った公文書が無いという形式的な理由に尽きるのである。被告が実質的調査をしないで結論を出したことは、亡大友雅義教諭の公務の内容について、誰一人証人申請をすることができなかったことが、その何よりの証左である。行政段階で自ら十分な調査をすることを怠っておきながら、訴訟において十分な資料が無いという主張に終始する、このような被告の態度は、許されてはならないと考える。

本件は、地方公務員の災害補償について、形式的な文書調査による認定から、地方公務員とその家族の生活安定という地方公務員災害補償法の目的を全うする実質的な調査に転換するための契機となるべき裁判である。自分と家族の生活を犠牲にして、献身的に教育現場で働く、多くの教師が固唾を呑んで、判決を見守っている。

裁判所におかれては、実態を直視したうえで、実態に即したご判断いただくよう、重ねて申し上げて、最終弁論といたします。